

**令和6年度宮崎県障害福祉サービス従事者養成研修事業
企画提案競技実施要領**

1 事業の目的

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設等に必置である相談支援専門員及びサービス管理責任者並びに児童発達支援管理責任者を養成することを目的とする。

2 業務の名称

令和6年度宮崎県障害福祉サービス従事者養成研修事業

3 業務の内容

令和6年度宮崎県障害福祉サービス従事者養成研修事業仕様書による

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 委託料の上限額

4,489,792円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 本件企画提案競技は、宮崎県の令和6年度当初予算が議決となり、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生じる。

※ 上記金額は、企画内容の履行に要する全ての経費を含む。ただし、研修会参加費用のうち、資料等に関する実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者（当該受講者が所属する事業所等を含む）が負担するものとする。

※ 職員に係る経費は、この業務に従事したと認められる範囲内についてのみ対象経費とする。

6 委託料の支払い

概算払（6月、10月）

7 企画提案競技参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (3) 法令違反等による処分が継続していない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けて

いる者は、申立てがなされていないものとみなす。

- (5) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (6) 県税に未納がない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (8) 宮崎県内に本店又は営業所を置く者。

8 実施スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 公告（県庁ホームページ） | 令和6年2月19日（月） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和6年3月 1日（金） 午後5時 |
| (3) 企画提案競技参加申込受付期限 | 令和6年3月 4日（月） 午後5時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和6年3月11日（月） 午後5時 |
| (5) 審査結果通知 | 令和6年3月18日（月） ※通知発送 |

9 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

ア 提出場所

本要領15の場所

イ 提出期限

令和6年3月4日（月）午後5時（必着）
（郵送の場合も必着とする。）

ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。

エ 提出書類

企画提案競技参加申込書（様式第1号）

オ その他

- ① 電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。
- ② 郵送又は電子メールにより参加申込書を受け付けた場合には、宮崎県障がい福祉課から電話で確認の連絡を行うので、申込み日翌日（土曜日及び日曜日を除く。）までに連絡が無い場合には、問い合わせること。
なお、提出期限である3月4日に持参以外の方法で参加申込書を提出した者は、当日の午後5時までに本要領15の問合せ先に電話で提出状況の確認を行うこと。
- ③ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第2号）を持参又は

郵送により提出すること。また、企画提案書が提出期限（3月11日）までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

- ④ 電子メールで送付するデータの形式は、PDFとする。

（2）質問及び回答

ア 質問の提出方法

本事業に関し質問がある場合は、質問書（様式第3号）を提出すること。

- ① 提出方法は、本要領15の問合せ先へ電子メール又はFAXにて行うこと。
② 件名は、「令和6年度宮崎県障害福祉サービス従事者養成研修事業に係る質問」とする。

イ 受付期限

令和6年3月1日（金）午後5時（必着）

ウ 回答

原則として、質問者に対し、質問受付日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に行うものとする。

（3）企画書の提出

ア 提出書類

下記①から⑨を1セットとし、正本1部、副本4部を郵送又は持参すること。

- ① 企画提案競技申請書（様式第4号）
② 団体概要（様式第5号）
③ 企画提案書（様式任意）
④ 本事業に係る収支予算書（様式任意）
（ア）見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、積算明細及び合計金額を明記すること。
（イ）宛名は「宮崎県知事河野俊嗣」とすること。
⑤ 法人にあつては、法人の登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）
⑥ 定款又はこれに変わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）の写し
⑦ 役員名簿
⑧ 本事業委託時の実施体制図（様式任意）
⑨ 誓約書（様式第6号）
⑩ 県税に未納がないことの証明書
⑪ 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第7号）
⑫ 直近3年の事業報告書・収支決算書（様式任意）
⑬ 過去3年以内の国又は地方公共団体との契約実績（契約相手、事業名、契約金額がわかるように記載すること。）

イ 提出期限

令和6年3月11日（月）午後5時（必着）

ウ 提出場所

本要領15の場所

10 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加資格を満たしていない者
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者
- (7) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反した者

11 委託業者の選定方法

別添の「令和6年度宮崎県障害福祉サービス従事者養成研修事業企画提案競技審査基準表」に基づき、提出された企画提案書等を評価し、選定するものとする。

12 選定結果の通知

選定結果は、企画提案競技参加者全員に対し、書面により通知する。

13 契約

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を受託候補者として、本委託業務の契約の手続きを行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

14 その他

- (1) 本業務に関する説明会は開催しない。
- (2) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。
なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 本企画提案競技の参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 契約結果（契約案件名、契約相手方、得点、参加者数）については、契約締結後に県庁ホームページで公表する。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

15 事務を担当する部局（問合せ先）

宮崎県福祉保健部障がい福祉課（担当 竹村、松田）

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

電話 0985-26-7068

FAX 0985-26-7340

メール shogaifukushi@pref.miyazaki.lg.jp